

県立病院ではたらく仲間をつなぐ 病院組合ニュース

2018 7. 13
No.108
愛知県病院事業庁職員組合
〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1
愛知県東大手庁舎内
電話(052)212-8031 FAX(フイアクス)0120-930-340
メールアドレス byoin@aichikenshoku.gr.jp
発行責任者 権田 行儀



第23回中央委員会開催 愛知病院問題など11月までの活動方針決定



権田委員長

みなさんお疲れ様です。中央委員会に出席ありがとうございました。この中央委員会は6月から11月までに組合活動で何をするかを皆さんと議論していきたい。特に愛知病院の移管について皆様を知っていただきたいと思っております。とあいさつがありました。

委員長あいさつ

6月21日、アイリス愛知において、第23回中央委員会を開催しました。(中央委員定数28名のうち、出席23名、委任状提出4名、欠席1名)
中央委員会では、初めに一般経過、選挙管理委員会、各種委員会委員変更の報告を行い、次に当面の取り組みについて議案提案し、賛成多数で承認、可決されました。また、各分会から現状報告がありました。

各分会報告

吉田分会長

(がん中央病院分会)
36協定を締結したので時間外勤務の削減に努めていきたい。駐車場問題は深刻であり、今年も3人の看護師から相談があり、1名は退職となった。
看護師は充足されているが、年休の取得が悪い。今行っている職場要求個人アンケートに取り組み、人員要求につなげていきたい。
大崎分会長
(がん愛知病院分会)
昨日、総対話を開催した。一番多かった質



登坂副分会長
(精神医療センター分会)
児童・青年期部門は6名の増員ができたが今後問題がないか注視していきたい。
18時夕食で勤務時間を変更した。医療観察法病棟では問題が発生するかもしれないので注視していきたい。

県職連合 第23回 中央委員会開催

6月21日、アイリス愛知において、第23回中央委員会を開催しました。県職連合で実施した事業等の報告の後、議案審議が行われ、賛成多数で可決しました。病院組合からは、中央委員全員が出席しました。(定数14名)

愛知病院の移管について

今、岡崎市民病院の将来ビジョン(案)が示されている。総対話では、活発な意見が出た。(2面、3面参照)
これからも、愛知病院の件については、月1回分会委員会などを通じて病院組合の組合員全員に知らせていきたい。



ボウリング大会開催

	男性	女性
1位	高野 裕佑 (がん中央) 385点	佐藤 穂奈美 (精神) 307点
2位	富安 直弥 (がん中央) 364点	山藤 裕子 (がん中央) 252点
3位	渡邊 裕介 (がん中央) 324点	野邊 美也子 (精神) 242点



始球式をする権田委員長

6月21日、星ヶ丘ボウルで委員長杯スポーツ大会「ボウリング大会」を開催しました。今年は、愛知病院からも多数の参加があり、60名近くの参加者による白熱したゲーム展開となりました。
ゲーム終了後は、軽食をとりながらの交流会を経て、笑顔あふれる表彰式を行い、大盛況のうちに終了しました。



高野さん 佐藤さん
2位 3位
賞品を取った笑顔の皆さん

愛知病院総対話 私たちの声を聴いてください！

6月20日、がんセンター愛知病院にて、総対話を行いました。
 愛知病院分会組合員77名が参加し、組合本部役員3名が、愛知病院の現状をしっかりと受け止め、この問題に真摯に取り組むことを確認しました。

質疑応答

○派遣期間は10年間としていますが、一人で10年間派遣されるのか。また、何名が派遣されるのか。職員への負担を少なくしてほしい。



○来年4月1日から派遣となる場合の内示は通常の人事異動と同じ日となるのか。

○今年、愛知病院にいたばかりで派遣されることは不平等である。県立病院の職員すべてを対象にしてほしい。



○今年、愛知病院にいたばかりで派遣されることは不平等である。県立病院の職員すべてを対象にしてほしい。

○今年、愛知病院にいたばかりで派遣されることは不平等である。県立病院の職員すべてを対象にしてほしい。

○今年、愛知病院にいたばかりで派遣されることは不平等である。県立病院の職員すべてを対象にしてほしい。

○今年、愛知病院にいたばかりで派遣されることは不平等である。県立病院の職員すべてを対象にしてほしい。



○今年、愛知病院にいたばかりで派遣されることは不平等である。県立病院の職員すべてを対象にしてほしい。

○愛知病院の職員が派遣となると思うが、派遣を反対できるか。

○今年、新規採用された職員、異動で初めて病院に勤務した職員は、病院業務はこんなものかと感じる。本来の業務を知る機会を与えてほしい。

○今年、新規採用された職員、異動で初めて病院に勤務した職員は、病院業務はこんなものかと感じる。本来の業務を知る機会を与えてほしい。

○今年、新規採用された職員、異動で初めて病院に勤務した職員は、病院業務はこんなものかと感じる。本来の業務を知る機会を与えてほしい。



愛知県がんセンター愛知病院の移管に関する覚書

(目的)
 第1条 愛知県(以下「甲」という。)及び岡崎市(以下「乙」という。)は、三河地域におけるがん医療の充実及び愛知県地域医療構想の実現に向けた医療提供体制の確保を図るため、愛知県がんセンター愛知病院(以下「愛知病院」という。)の経営を岡崎市へ移管することについて、この覚書を締結する。
 (移管期日等)
 第2条 甲及び乙は、甲が平成31年4月1日(以下「移管期日」という。)以降の愛知病院の経営を乙に移管することについて基本合意するとともに、甲乙双方の協力の下、円滑な移管に向けた詳細な協議及び必要な手続きを進めることとする。
 (移管後のあり方)
 第3条 乙は、愛知病院の移管に際して、愛知病院のがん、結核及び感染症に係る医療機能を甲から引き継ぐものとする。
 2 移管後の岡崎市民病院は、主に急性期、がん、結核及び感染症に係る医療機能を担い、移管後の愛知病院は、主に亜急性期、回復期及び在宅支援に係る医療機能を担うものとする。
 3 前項に規定する医療機能の再編は、岡崎市民病院の施設改修等の時期に合わせて漸次実施するものとし、詳細は甲と乙が協議の上、平成30年8月末までに作成する将来ビジョンにおいて明らかにするものとする。
 (移管の条件)
 第4条 甲は乙に、愛知病院の土地、建物、設備、構築物等を、移管期日から10年を限度として無償で貸与する。なお、無償貸与の対象のほか貸与の詳細については、甲と乙が別途締結する貸与契約において定める。また、無償貸与期間終了後の扱いについては、甲と乙が改めて協議するものとする。
 2 前項の規定に基づく貸与契約により乙に貸与された愛知病院の建物、設備、構築物等の改修又は修繕については、甲と乙が毎年度協議の上、甲が必要な予算を必要な時期に計上し、甲が実施する。
 3 甲は、愛知病院の医療機器、医療備品、診療材料、薬品、事務備品、事務用品等のうち、甲と乙が協議のうえ選定したものについては、移管期日に乙に無償譲渡する。また、選定しなかったものについては、甲と乙の協議に基づく期日までに、甲の責任において撤去又は廃棄する。
 4 甲は、岡崎市民病院の結核病床の整備に要する費用を全額負担する。
 5 甲は、結核医療に要する経費に係る一般会計負担金を、移管期日後10年間全額負担する。

6 甲は、愛知病院の企業債を含めて、甲の債権債務の一切を、乙に引き継がない。
 7 甲は、移管期日前に係る愛知病院の訴訟案件及び賠償案件の一切を、乙に引き継がない。
 8 甲は、医師を除き、乙が割愛採用する職員の愛知県職員としての勤務期間に係る退職手当金相当額を乙に支払う。支払時期及び支払方法は別途、甲と乙で協議する。
 (職員の移行)
 第5条 愛知病院の医師は、原則、関係大学医局の人事異動に基づき、移管時に乙が割愛採用する。
 2 医師以外の愛知病院の正規職員のうち、乙の職員として移行希望のある者は、乙が割愛採用する。なお、割愛採用の時期、実施手順等については、甲と乙で協議して別途定める。
 3 第3条第1項の円滑な実施のため、移管期日から10年を限度として、甲と乙の協議により地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17に基づき、愛知県職員を岡崎市が経営する病院へ派遣するものとする。
 (その他)
 第6条 この覚書のうち、甲又は乙の議会の議決が必要となる案件については、甲と乙がそれぞれ必要な議決を、必要な時期までに、適正かつ円滑に得られるように最大限努力するものとする。
 2 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は署名の上、各1通を保有する。

平成30年3月31日

甲 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

愛知県 代表者 愛知県知事

大村 秀章

乙 岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市 代表者 岡崎市長

内田 康宏